

第二十二回 参議院商工委員会會議録第八号

昭和三十年五月二十四日(火曜日)午後一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉野 信次君
理事 古池 信三君
山川 良一君
三輪 貞治君

委員

上原 正吉君
深水 六郎君
松平 勇雄君
加藤 正人君
上林 忠次君
河野 謙三君
海野 三朗君
上條 愛一君
小松 正雄君
石川 清一君

政府委員

警察庁刑事部長 中川 黄治君
文部政務次官 寺本 廣作君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
通商産業政務次官 島村 一郎君
通商産業省重工業局長 鈴木 義雄君

事務局側

常任委員 林 誠一君
会専門員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞壽君
会専門員 桑野 仁君
常任委員 桑野 仁君
会専門員

常任委員 内田源兵衛君
会専門員

本日の會議に付した案件

○自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○参考人の出頭に関する件

○委員長(吉野信次君) それではこれより委員会を開会いたします。

本日はまず自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案、これを議題にいたしまして前回に引き続き御質問をお願いいたします。

○河野謙三君 一つ事務的なことですが、資料としていただきました自転車競技法運営の概況というのがあります。この三ページに競輪の経費関係というのがある、開催経費一二・八%、施行者純収入が八・一%と、こういうことになっておりますが、これについて少しつけ加えて御説明願いたいと思っております。

○政府委員(鈴木義雄君) お手元にこのような資料が配ってあると存じますが、今日の資料の一番上でございますが、この図で示してございまして、大体これでごらんのとおりこれは昨年の二十九年度の実績でございますが、売上金が五百八十七億、それがどんなふうに分れているかということを示しますと、こちらのたぐいま御指摘になりました開催経費が約一二・八%というものがこの二番目にあります七十五億であります。それから次に振興会の交付金といたしまして三%とありますのが、

三番目の欄に書いてあります十七億であります。それから施行者の収益、これが八・一%と書いてありますのが四十七億、こうなるわけでありまして、そのほか納入金が一・一%と書いてありますのが、一番上の欄にありますが六億三千九百万、この数字に当るわけでありまして、その内訳はさらに細目としましたようなところに使われているわけでありまして、第一番目の納入金の六億三千九百万はそこに書いてあります通り自転車産業の振興費、それから自動車産業振興費、機械工業技術の基礎研究、中小機械工業設備近代化というわけで、事務費と、そういうふうなものに大体分れております。その次の開催経費は需要費と人件費と賞典費と旅費、雑費と分れて、ここに記載された通りになっております。それから交付金がこれは先ほどの三%に当るわけでございますが、その内訳はここに書いてありますように、賦課金、事業費、人件費、その他の経費、それから積立金、こういうふうに分れております。

○河野謙三君 私実は競輪の知識にきわめて乏しいので、お尋ねの的がはずれるかもしれませんが、この振興会の交付金の三%並びに納入金の一・一%というものは、これは初めからこういう比率できめてあるわけですか。

○政府委員(鈴木義雄君) さようでございまして。この一・一%と申しますのは平均いたしました——法律に率が決定的に詳しくありますが、その平均で大体一・一%というふうに計算されます。

○河野謙三君 そうしますと、この交付金と納入金を引いた残りのものが施行者の純収入並びに開催経費、こういうことになるわけだと思っておりますが、この開催経費と施行者の純収入というものは、結果から言って、こういう比率になつてくるからこうなつたのか、初めからこういう比率をきめてあるのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 結果から申しまして、そういうわけでありまして。○河野謙三君 結果からしてそういうふうになつたのは、これはあげて施行者による開催経費を幾ら使うかということを全面的に一任しておるのですか。どうかこれについて監督しておるところはあるのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 施行者に一任されております。○河野謙三君 施行者に一任されて、その結果については、通産省が経費の監督その他をやっておられるわけですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 施行者に一任されております。

○河野謙三君 一切の監督、指導は、過去においてやっていないと、こういうことですか。

○政府委員(鈴木義雄君) これは公共団体が施行者に当っておりますので、これは通産省としてこれに一任しておるわけでございます。特別に監督ということはいたしておりません。

○河野謙三君 今まではそういうことだったのでしようが、今後においてこれを監督なり指導をするような必要をお認めになりませんか。過去のものは、開催経費の内訳の調査をされたり、その他この純収入についての使途等について、いろいろ不都合な点が私は多いかと思つて、これらにつきまして何か訂正を加える必要をお認めになっておりませんか。

○政府委員(鈴木義雄君) こういう経理面については、特にそういうことは考えておりませんが、運営の方法等につきましては、これは従来ともやっておりますが、今後とも十分監督を加えて参りたい、こういうふうに考えております。

○河野謙三君 運営の關係で監督していきたいとおっしゃるのはどういふことかわかりませんが、運営の監督をするというものは、当然私が申し上げた開催経費の点や純収入の使途等につきましても、これは当然そこに入つていかざるを得ない、そういうこと自体がこの運営の内容ということに私はなるんじやないかと思つて、運営の内容と内容というものはどういふことをおっしゃっているのか、私は運営の内容に入つていけば、当然今申し上げたように純収入の使途なり開催経費の方面に入つていかなければならぬのじやないかと思つて、この点いかがですか。

○河野謙三君 運営の關係で監督していきたいとおっしゃるのはどういふことかわかりませんが、運営の監督をするというものは、当然私が申し上げた開催経費の点や純収入の使途等につきましても、これは当然そこに入つていかざるを得ない、そういうこと自体がこの運営の内容ということに私はなるんじやないかと思つて、運営の内容と内容というものはどういふことをおっしゃっているのか、私は運営の内容に入つていけば、当然今申し上げたように純収入の使途なり開催経費の方面に入つていかなければならぬのじやないかと思つて、この点いかがですか。

○河野謙三君 運営の關係で監督していきたいとおっしゃるのはどういふことかわかりませんが、運営の監督をするというものは、当然私が申し上げた開催経費の点や純収入の使途等につきましても、これは当然そこに入つていかざるを得ない、そういうこと自体がこの運営の内容ということに私はなるんじやないかと思つて、運営の内容と内容というものはどういふことをおっしゃっているのか、私は運営の内容に入つていけば、当然今申し上げたように純収入の使途なり開催経費の方面に入つていかなければならぬのじやないかと思つて、この点いかがですか。

○政府委員(鈴木義雄君) それは運営の方面から監督するからそういうこともあり得るかと思いますが、しかし今回の法案にはその点に触れておりませ

○河野謙三君 私見になります。私見はそういう点について指導、監督をして十分見ていかなければいけないのじゃないかと思う。たとえ最近、あなたの方じゃどういうふうにお考え

の關係も表面的には非常にきれいなようになっておられますけれども、内容は決してそうじゃない。これはもともと無理な注文かもしれないが、賭博行為と暴力

が、おならをひいて、くさくさないおならをしると言っても、これは成り立たない。これと同じで賭博をやらしておいて暴力を否定することはできない。一応法律によって、これが以上は、

これについて今のようなのんなき、運営の面でも今まではタッチしていない、そこへ出て、実際に経理面等もその監督もしていないという事は、私は弊害が多いのじゃないかと思

現に弊害が出ている。こういう点についてにはまだ私見になりますけれども、積極的に運営並びに経理内容について監督、指導されるお考えが

すかどうか。幸いこの改正案が出たのですからこの際一つ承わりたいと思

○政府委員(鈴木義雄君) 今後の問題は実はまだいまま提案の説明をいたしました際申し上げました通り、競輪の運営のみならず、競輪制度根本につき

まして、今後従来の運営委員会の機構を改組して、これによって根本的に結論を出すということになっておりますので、その際十分にこういう問題も研究していきたい、こう考えております。

○河野謙三君 今の問題はいずれ大臣等の御出席がありました場合にあらためて質問することになります。

○委員(吉野信次君) 河野君にちょっと申し上げますが、刑事部長が見えておられます。それから文部大臣は今閣僚懇談会中だそうですが、もし差しつかえがなければ政務次官でも

○河野謙三君 それから、同様に運営の概況、この報告書の中の十三ページですか、全国競輪ファンの実態という中で、一番最後の行で、「これらのファンは固定化されつつあることが認められた」ということですが、ちょっと意味がわからないのですが、御説明願いたいと思

○政府委員(鈴木義雄君) 大体これはあまり移動がないというふうな意味に解釈しております。もちろんこの調査は、大体昭和二十七年における調査であります。

○河野謙三君 そいういたしますと、そのあとのいろいろ統計資料を見ますと、入場者の職業別とか年齢別とか、それから常時行っている人と、たまたま行く人とか、こういうのがごまかく出ておられますが、これを見ますと、こういうことに大体なると思うのです

がね、大体職業別に見ると会社員、もしくは無職の人が非常に多い。年齢別に見ると、これは刑事部長が来ますと思

する二十歳代、これは表面は十代は禁止されて、ありませんけれども、二十歳代もしくは三十代の人が多い。収入面から見ると二万五千円以下、現在でい

えば非常に低収入の人がファンの大部分である。それから常時行っている人は今申し上げたような低収入の会社員もしくは無職の人、こういうことになり

ますと、競輪の大体常時固定された層といものはきたない言葉でいえば貧乏人でもって、しかもそれが働き盛りの人であって、そうしてそれが、しかも一方において会社に勤めておりながら常時行っている、こういうかっこうになるのだが、そういうふうなことがこの概況の結論として出ているのですが、これについて通産省じやどう

いうふうにお考えになつておられるか、いろいろ資料を手にとられて現在どうい

○政府委員(鈴木義雄君) 御承知かと思

建前から土、日開催、土、日を中心とする競輪の開催という方針をきめて、現在それに向けて実施を進めているわけ

○河野謙三君 そうしますと、具体的に今のたとえは低収入の人がほとんどファンの大部分をなしている、これをむしろ生活にゆとりのある人、いわゆる

も少し一段上の層の人にファンを置きかえていき

○政府委員(鈴木義雄君) 御承知かと思

常に見る人が多い。会社というものは、御存じのように土曜日の半日、日曜日以外はないはず

でも大部分会社員が行っている。こういうことにつきまして、それについて

考えておられるのか。それから年齢別に見まして非常に若年と申しますか、いわゆる働き盛りの人が多い、こういうことについてはどういふふうに、置きかえることについていかなる方法を持つてお

○政府委員(鈴木義雄君) ただいま申し上げました通り、土、日を中心とする開催ということ

○河野謙三君 では一つ刑事部長が御承知かと思

見えになっておられますから、刑事部長に伺いた

に伺いたのですが、国警の方では防犯統計課とい

○河野謙三君 そういふ事柄を一通り上げて参りますと、この自転車競技、競輪が行

ああいう一つの地域に集まって観覧されるという

新聞でも御存じでございますが、あれは八百長だ

にやりました、特別法犯等もやっておりますけれども、特別法犯等につきましては、おおむね主務省がございまして、たとえは自転車競技法につきましては通産省、

主務省の調査に依頼する面も相当多いと思

○河野謙三君 これは昨二十九年一年間にあ

○政府委員(鈴木義雄君) 御承知かと思

にやりました、特別法犯等もやっておりますけれども、特別法犯等につきましては、おおむね主務省がございまして、たとえは自転車競技法につきましては通産省、

主務省の調査に依頼する面も相当多いと思

○河野謙三君 これは昨二十九年一年間にあ

○政府委員(鈴木義雄君) 御承知かと思

にやりました、特別法犯等もやっておりますけれども、特別法犯等につきましては、おおむね主務省がございまして、たとえは自転車競技法につきましては通産省、

主務省の調査に依頼する面も相当多いと思

もの期待しておつたようなことでなく、純然たるまあ極端に申しますならば賭博行為である、テラ銭稼ぎと申しますか、そういうふうな独善的な法案であるというのを考えますと、私にはかように思いますが、さつき委員長の開会に先だつてお話の中では、衆議院では二年を期限としてこの法案が全会一致で通つた、こういうふうに言われておりますけれども、少くとも私は参議院においては皆さんがどうされるかどうかはこれは別として、私に幸ひにこの競輪関係の運営について審議会というものがあつて、この審議会のメンバーには相当地これを廃止すべきか存続すべきかという大局的の見地に立つてお考えになつておられる方が多数あると私は思ふのです。私もまた国民に對してもこの法案が悪いというのを私個人として考へておる以上、少くともこういう運営に當られておる委員のメンバーの方々を一応この本委員会に出ている、そしてそれを参考にして審議の過程に資したい、かように考へて私はそういう意味のことについて皆さんにお諮りを願ひたいという動議を提出いたしま

す。この影響するところが非常に甚大でありますから公聴会を開いてお話を一つ伺ひたいというのを私は希望いたします。

○委員長(吉野信次君) どうりでしょ。ちよつと海野さんにお伺ひいたしますが、私よく議事規則が不案内ですけれども、正式の公聴会ということになりますと、何せ御承知の通りこれは時間的にまあしばらくは行つておいては語弊がありますけれども、期限があまり多過ぎるから、あるいは正式の公聴会ということを開くのもちよつとめんどうかと思ひますが、まあそういう意味でなく、ちよつと小松委員からもお話がありましたけれども、自転車事業の運営委員会のメンバーの人で都合のつく人にこちらからお願ひして次回にでも来ていただいて、その意見を聞くということではできようかと思ひますが、そういう程度でお差しつかへございませぬでしょうか、どうでしようか。

○海野三朗君 この自転車の方の人ばかりでなしに、私は先ほど河野委員が言われましたように、この非常な犯罪は、これから影響しておる事柄が非常に多いのです。世間ではどういふふうか、これが見ておるか、そういうお話も公聴会でなくたって何でもいいから、とにかく第三者の人の世論を私は聞きたい、こういうふうに思ふのです。

○委員長(吉野信次君) たとえばですね。どういふ方面の人というふうな御意見でもございませぬか。

○海野三朗君 それは文教ですね。文藝方面の、つまり社会教育、そういう方面に關係の深い人からのお話を私は聞いてみる必要があると思ひます。

○河野三朗君 私も今海野さんのお話のように参考人の方でもつけようから一つ呼んでいただきたいと思ひます。呼ぶ面は、たとえば主婦の代表者であるとか、それからこれを見ますとファンが非常に会社員が多いですから、労使双方の關係の適當な人を選んでいただく。そういう面も一つ呼んでいただきたいと思ひます。そして私には意見を聞くことは非常にけっこうだと思ひます。で私は小松さんのおつたことにも私は反対ではありませぬけれども、運営委員の中からどなたか来ていただくよりも、むしろそういうふうな、今私が申し上げたような人もこの機会に一つ呼んでみたい、こ

う思ひわけです。

○加藤正人君 そういう面の人が必要なんだ。そういう面の人が必要なん

○海野三朗君 たとえば評論家であるとか、あるいは主婦連合会の人であるとか、あるいは学識経験者の人、いわゆる学長とか、そういう方面の一般のお話を聞きたい。この運営面の人の話は聞く必要はありません。

○委員長(吉野信次君) 小松君、それでよろしゅうございませぬか。

○小松正雄君 異議なし。

○委員長(吉野信次君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて下さい。

それでは今いろいろ皆さんに御懇談を願つたわけですが、本法案の審議に關連いたしまして、参考人にこの委員会においでを願つて、その意見を聞きたいと思ひますが、その参考人の人な

ど、それからいつ開くかというよりなことを委員長におまかせを願ひたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉野信次君) それじゃそういうふうな決定いたします。

○海野三朗君 ただいまの参考人を呼ぶことは委員長におまかせいたしますが、この自転車競技法のその御に當つておる人に重きを置かないで、一般の世論を私は聞きたい、こういうふうな思ひますので、どうかその辺を十分お考え

○委員長(吉野信次君) 承知いたしました。

○小松正雄君 私はこの法案に對しまして二、三お願いしておきたいと思ひますが、そうすると、この法案を施行せられるところの目的というものは、私どもの聞くところによれば、先に海野先輩もおっしゃられたそういうこと

○政府委員(鈴木義雄君) 必ずしも戦災都市には限つていないように聞いております。ちよつと追加いたしますが、ただし戦災都市については回数等について考慮するということになつております。

○海野三朗君 私、ちよつとお伺ひしますが、先の河野委員の質問に對しまして警察当局から二十一人というお話がございましたが、これはその動員費用というものはどれくらいになるのですか。

○政府委員(中川重治君) その二十一人と申しましたが、動員の費用は単価当りの計算を幾らにするかという点、もう少ししさいに検討いたしました。検討を終りまして御報告いたしましたと思ひます。人数は調査いたしました

が、費用を一人当り幾らかかるといふことはもっと詳細に検討した結果でないと思ひます。

○海野三朗君 もう一つ。先ほど河野委員からのお話のように、自転車競技法、つまりスポーツにもいろいろありまして、こういう種類の、いわゆるスポーツといへばスポーツになるのでありませぬが、金に困つたとか投機的な一もろけをしてやろうとかいふようなことが關係しての犯罪といふものは、私は警察御当局においては綿密にこれはぜひお調べになつていなければならぬのじゃないか。もう一つこれに付随して、まだ法案こちらへお

りませぬが、パチンコのようなもの、あるいはものに、関連しての犯罪、そういうものは戦後日本の立ち上る上において非常に重大なる考慮を払わなければならぬ問題であると思ふのです。この自転車とか、競技法がもとになつての犯罪、つまり犯罪に關係している事項といふもの、やはりパーセンテージで一つお示しを願ひたい、こういうふうには私はお願ひしたいのであります。

どれぐらい影響……、犯罪の件数が何パーセントぐらい、こういうものができてくるので、つまり賭博行為に類したようなことが動機になつておる、この社会悪、つまり犯罪といふものが起つておるが、つまり犯罪の件数のう

ちで、そのパーセントを一つお示しを願いたいと思います。

○加藤正人君 関連してちょっと……この入場者が損をして自暴自棄になつていろいろな犯罪をやるとか、家庭を非常に弱らしてある、あるいはまたそれがために自殺者を生じたというような新聞記事をちょいちょい見るのであります。それは入場してそこで券を買つたり何かして起つたことからさういふことが起るのであります。どうもわれわれは入場したことがないからよくわからずすけれども、あの前を通つたりすると、何かこうその日の番組みたいなものを売つて、盛んにそれによつて入りもしないで外でばくち行為のようなものをやつておるやにちよつと自動車で通過する際間でも感じるようなことがあります。さういふことを教えてみますと、入場者の数では判定がつかん、被害、――その害が非常に広い範囲に及んでおる。今海野さんの言われたことをお調べになるに際しては、さういふことも付随してお調べ願いたいと思います。

○政府委員(中川董治君) 今海野さんの御発言にお答をするわけですが、先ほどの河野委員に對しましてお答いたしましたように、これは私どもの犯罪統計関係が客観的にわかる面を中心にしてやつておりました。犯罪を犯す動機という点になりますと、いろいろ直接間接、因果関係が不明確になるのが犯罪の事情でございます。この関係につきましても今日の犯罪統計の面では正確にパーセンテージが出ない仕組みの犯罪統計関係になつておるわけでありまして、先ほど河野委員からも御質問があつて、河野さんのおつ

しやる点まことにごもつともだと思ひますので、さういふ全国的な、科学的に競輪が原因で犯罪を犯した数を今から調べましても相当困難性と時間を要すると思ひますので、若干一応提出を済ませたのでございますが、少くとも地域を限れば、相当因果関係の少くも推定もある程度加えざるを得ぬかと思ひますけれども、普通考えて競輪が原因で犯したであろうものと認められるものを抽出することは、地域を限つての調べであれば比較的可能であると思ひますが、河野さんにお答いたしました通り、地域を限つて今海野さんの御指摘の点も調べて参りたいと思ひます。それでまあ御了承を願いたいと思ひます。

後ほどの関連の御質問があつた点は、自転車競技法の定めるところによつて車券を買ふというものは現行のものにおいては合法でございますけれども、それによらないでやる行為はいわゆるのみ行為と言つて、これは犯罪行為でございます。その点につきましても警察におきましても目下としてし検挙しておるのであります。検挙した人数も合せて御報告することによつて皆さんの御要求の趣旨を満たしたいと思つております。

○海野三郎君 ただいまのお話、地域的にお考へてあります。あなたのお考へはその犯罪、競輪のみが動機になつてというふうにおとりになつていらつしやいますけれども、私がお願いたしましたものはさういふわけではございません。つまり金に困つた、それは競輪に今まで始終行つていなかつたか、始終競輪に行つていたんだといふよりなことであれば、これは自転車

に関連したというところに見るわけなんです。その動機は何であつてもかまわないけれども、とにかく勝負事、自転車とか、さういふことに犯人が、つまりよくしげくやつておつたかどうか、さういふものを合せて地域的に見ていただきたい、さういふことでありますから、そこを十分御了解願いたいと思ひます。

○政府委員(中川董治君) 御趣旨はよくわかりましたから、御趣旨を満たすような調査を行いたいと思ひます。それで御趣旨を満たすような調査を行つて、そのあとで地域を限つては資料を御提出したいと思ひますけれども、一応ここで御了解をいただきたいのは、大体犯罪の動機という点には非常に複雑でございます。いろいろな……、それではまたと云へばさういふやつた被疑者を取り調べますにはいろいろな親子関係、貧富の關係その他家庭事情等もあつておるけれども、いたずらに調べるとはまた人権の名譽の問題等になりますから、その点は常識の範囲しか調べざるを得ないと思ひますから、その点御了承を願いたいと思ひます。

○河野謙三君 ちよつともう一つ補足して通産省に……、やはり資料のことですが、この資料の入場者数とか、それから売上高というものは、これは場外売り場は含んでいないのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 場内でございます。○河野謙三君 そうですと、たとえば二十一ページの、一日の車券は幾らぐらい買いますか。この調査について五千円以上、二千元以上とありますが、これは場外じゃなく、場内だけの平均

はさういふことになる、さうですね。○政府委員(鈴木義雄君) はあ。○河野謙三君 こちらのインカムの分布状況、ファンの実態、さういふような基礎数字は入場者を基礎にしているわけですね。場外は入つておられません。

○政府委員(鈴木義雄君) その通りでございます。○河野謙三君 他に御質問ないですか。ちよつと私時間を拝借いたしますが、先ほどの御質問と重複をいたしませんけれども、これを見ますと、先ほど申し上げましたような二万五千円以下一万円程度の収入の人が大部分ですね、ファンの。さうかと思つて一方において一日に幾ら車券を買ふかということを見ますと、これは二千円程度が一番多いですね。もちろんこれは全部取られる金じゃないが、それでもけるやつもあるかもしれないが、一万円や一萬五千円の収入で競輪に行つて、しかもファンは固定しておるといふのだから、毎日二千円から二千五百円程度の収入を失つておるといふこと自体がすでに平衡を失つておるといふわけですね。さういふ数字がはつきりここに出ている。だから私はこれは通産省で調査するまでもなく、また警察の方から詳細な資料をもらつてもなくこれとの犯罪関係というものは大体出てくるんですね。これだけで出てきますけれども、なおかつ私は警察当局の方からこまかい数字をもらえば、われわれが考へている数字とびつたり合えば是非の判断ができますと、さういふわけです。だからこの警察の話は、昔の自治警察のときならば警察費を持つ負担

の市民も競輪によつて利益を受ける市民もこれは一つであります。でありますから、これはかりに警察費を全然競輪の方の運営費を持たなくても、これは別にまた市民から見れば勘定は全部行つてこい、何でもありませんよ。ところが現在のさういふに國警になりまして自治警がなくなりましたと、警察費を負担するものと競輪によつて利益を受ける市民とはおのずから別個のものでありますから、私はさつき申し上げましたようにこの際運営費と警備費という問題は、警備費については相当額運営費にて持つべきじゃないかと思つておる。昔のさういふ自治警のときは別です。競輪を主催しておるところは自治警を持つておる。今自治警がないからさういふ面からもあらためて御答弁を求めらる必要はありませんけれども、もし何でしたらもう一ぺんはつきり警備費と運営費、この関係について改める必要があるかないかということについて御意見を伺えれば幸ひだと思ひます。ぜひこれは改めて下さい。

○政府委員(鈴木義雄君) よく相談いたしまして、われわれとして研究したいと思ひます。○河野謙三君 この法案審議の過程において一つぜひ御答弁をいただきたい。○海野三郎君 私、政務次官にお伺いしたいのでありますが、さういふふうな賭博類似の行為は本来撤廃すべきものであると考へるのであります。最終後いろいろなさきさきまぎれにいろいろなことが起つてきた。さういふふうなものも起つてきた。さういふふうなものは国民の精神教育上もさういふ撤廃すべき時期に来ておるのではないか

というふうな考えのであります。こ
とに私は昨年の暮インド、ビルマをたず
ねたのであります。国の要路者は日
本の政治の現状は道が違つておるじや
ないかという事を言つておる。たと
えばカルカッタのモーカルジ市長の
ようなのがそれなであります。そろ
そろ本然の姿に廻るべき時じやない
か、そしてこの賭博行為というもの
はやはりそろそろやめていかなけれ
ばならないのじやないか。そして精
神的にほんとうに立ち上るときに來て
いるのじやないか。こういふふうに思
うのであります。政府御当局として
はどんなふうな御所見を持つていら
っしゃるのか。もうかりさえすれば賭博
でも何でもやろうというお考えなの
ですか。これは将来やめていかなけれ
ばならないものとお考えになつていら
っしゃるのか、その御所見を承わりた
い。

○政府委員(島村一郎君) 実を申す
と、私も全く同感であります。これは
私個人の考えであります。ただ今地方
の財政等を考慮いたしますと、なかな
かのどまで出てきてそれを押えなけ
ればならないというふうな窮地に立っ
ていることは事実なのであります。

○海野三期君 近い将来においてこれ
はやめなければならぬというお考え
を持つていらつしやるのか。まあそれ
は賛成だけれども、というぼんやりし
たお考えでありますか。そこに熱意を
持つてお考えになつておるのかどう
か。こういふふうな賭博のようなこと
は決して奨励すべきものではない。健
全なる国民の精神的な指導にあるの
が、つまり指導的立場に立たなければ
ならない政治家の見地からして、こう

いふふうなものはほんとうによろしく
ないものであるというふうにお考えに
なつて、これは近い将来においてやめ
なければならぬとお考えになつてお
るのか、やめる方がけつこうだとお考
えになつておるのか、その御熱意のほ
どはいかがなものでありますか。

○政府委員(島村一郎君) この法案を
お目にかけます前には、将来におきま
しては、かなりこれは議論がありまし
たところがございます。ただ先ほど申
しましたように、やはり地方の財政と
か、いろいろ財政状況を考えますと、
みんな言いたいことも言ひ切れなかつ
たというのが実情であつたと私は伺
つております。皆さんの議論もそこに
あつたと私は承知いたしております。

○三輪貞治君 前に政府当局は競輪法
等の臨時特例の有効期間二月延長案
を審議いたしました際に、六月以降の
措置につきまして、こういふ点を約束
されておるわけですか。その一つは、競
輪法等の基本法に治いまして、十分再
検討をする。その二は納入金の受け入
れ取り扱ひの機関として簡素な組織で
はあるが、性格の明確な新しい法的機
関を設ける、こういふことを約束をさ
れておるのであります。しかし今回提
案された法案を見ますと、これは形式
的にも基本法の改正ではなくして、単
に臨時特例の一部改正に過ぎないので
あります。極端に申しますと、臨時特
例法の有効期間を当分の間延長する以
外の何ものでもない、こういふふう
にわれわれは考えるわけであります。

おらないように考えるのであります
が、その点はどうぞでございますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 基本法の改
正につきましては一応検討いたしました
のでございますが、早急に結論を得
ますことは困難でございます。一方政
府といたしましては、競輪の平日開
催の制限、あるいは競輪場新設の不許
可、そしていろいろの面で、運営面で自
粛を進めるといふことにいたしましたし
て、さらに今回提案いたしました法案
にありましては、制度の根本につき
ましては競輪の運営審議会を十分調査
審議して早急に結論を出したい、こう
いふふうな方向で善処いたしたい、こ
う考えたわけでございます。それから
第二点の納入金の取り扱ひ機関として
新しい団体を設けたいということにつ
いての問題でございますが、これも新
しい団体を設けるといふことも研究い
たした次第でございますが、その後い
ろいろ検討しました結果、かえつて新
しい団体をこの際作ることは、たとえ
その性格が明確でありましても、何か
屋上屋を架するようになりかあると
いうことが一つと、それからまた新し
い団体を作りました結果、制度を根本
的に改革する場合に障害となりはしな
いか、そしていろいろ点を考えまして、
実は新しは団体を設けることをやめたわけ
でございます。しかしながら今度の改
正案におきましては、この納入金を十
分監督し、使途については明確化する
という趣旨をもちまして、一つは機械
工業振興協議会というものを作りました
て、主務大臣の諮問にこたえて使途を
公平かつ能率的に使用するという方針をと
りましたことと同時に、使いました結
果について会計検査院の検査を受ける

というふうなことをいたしまして、十分この
納入金の使ひ方については監督いたし
たいというふうなことを、改めたわけ
でございます。

○三輪貞治君 基本法にさかのほつて
の再検討は、十分にそれをなす時間的
な余裕がなかつたので、将来は競輪運
営審議会にそのすべてをまかせるとい
うことは、この法律案の提案理由に
も、ただいま御答弁のあつたように説
明をされております。しかしながらこ
の競輪運営審議会そのものでございま
すが、これは当時問題となつておりま
した競輪場の新設問題その他競輪運営
上の重要事項を審議する諮問機関で
あつたはずであります。その主たる目
的であつた競輪場の新設問題につきま
して、三カ年の長きにわたりましたつ
いに結論を得るに至らず、わずかに場
外の車券場の一部を整理する答申案を
出したにすぎない程度の活動しか過去
においてしておらない。過去の実績は
今申しました通りであり、しかも今回
五名増員されるということになつてお
ります。しかし運営面に関与してお
る権威者は概して競輪の関係者であ
るということでありまして、そうなりま
すと、社会風教の立場から競輪問題の根
本的な点について、もっと極端に申し
ますと、競輪の病巣に勇敢にメスをと
るといった方面の人々がわれわれの期
待する通りにこの運営をやつてくれる
というふうにはどうも考えられない点
もあるわけであります。そうなります
と、せつかくの審議会の改組も、競輪
を可及的すみやかに廃止するといふ目
標から見れば、あまり大きな期待
が持てないのではないかと、こうい
ふふうに考えるわけですが、通産

当局ではこの競輪審議会の運営に、そ
れまでの皆さんの力で基本法にさかの
ぼつての根本的な検討のできなかった
ものを、将来競輪運営審議会におい
てそれを期待するといふことは、衷心か
らそういうふうにお考えになつており
ますか。その点をお伺ひしたい。

○政府委員(島村一郎君) 政府といた
しましては、真剣に競輪の根本問題を
検討するといふ方針でありまして、審
議会の運営とか委員の人選につきま
しても万全を期すつもりであります。

○三輪貞治君 あとに予定されておる
増員の五名についてはどういふふう
にお考えになつておるのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 大体五名は
競輪のことに通曉し、公平な意見を言
える方というふうなことをおぼして
○三輪貞治君 競輪のことに通曉し、
というところは、競輪の運営に實際當
つておる人という意味ですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 通曉し、と
いうことが適當であるかどうか……
競輪について知つておるというふうな
意味であります。

○三輪貞治君 大体競輪を知つておる
人といへば、施行者が自転車振興会
の人かでなければならぬはずですね。そ
の他にはそれは趣味としてなかなか詳
しく知つておる人もあるかもしれませ
んが、そういうのはなかなか発見が苦
しいわけですか。公けに、頭が出てお
る、そういう通曉しておる人といへ
ば、大体施行者が振興会の人、こうい
うふうになると思つておるのですが、そう
いふふうにお考えでございますか。

く知つていらつしやる方、こつういふ
うな考え方であります。

○三輪貞治君 そりなりますと、過去
のメンバーでも、さつきも申しました
ように、わずかに場外車券場の一部を
整理する答申案を出しただけくらい
の審議会が、今度競輪の詳しい人が入つ
ていつて、非常に公正であればお言葉
の通りけつこうなんですが、果して存
廃を決し得るくらい勇敢な態度で審
議していただくというのを期待でき
るかどうか、われわれは非常に疑問と
するわけですが、いかがですか。ただ
五人を追加したというだけでさうい
うことが期待できますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 従来の競輪
運営審議会のメンバーがお手元にある
と思ひますが、これによりまして、
言論関係、評論界、教育大学学長、主
婦連合会副会長、日本体育協会会長、
さういふ関係の方々も相当入つておら
れます。今後の増員の人選につきまし
ても今後十分検討いたしまして、この
制度の研究に適當な方を選ばしてい
たきたい、こつう考えております。

○三輪貞治君 この審議会の委員の手
当は過去においてどうなつてゐるの
ですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 二十九年
度は手当は出ておりません。

○三輪貞治君 出ていないのですね。
今後はどうですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 二十九年
度から予算に計上されておられません
ので、手当ては出ておりませんから、
今後ともさうであらうと思ひます。

○三輪貞治君 納入金の問題ですが、
現在とられておる納入金制度が変則的
なものであることは、これはすでに第

十九国会においても審議された際に指
摘されたところでありました。ただその
際には一カ年と限つた暫定措置として
やむを得ないと認められただけのこと
であります。しかるに今回は問題とな
りましたその納入金制度を当分の間統
行しようというのです。国庫納付金制
度を法制上停止ではなくて、完全に廢
止して、納入金に新しい性格を与えた
上でのことであれば問題は別でありま
すけれども、前回と同様の性格を持つた
ままの納入金制度を期限をつけずに当
分の間統行するということは問題では
ないかと思ひます。実は立案
当局が本法案の施行期を明示しなかつ
た真意が那邊にあるか判断に苦しむの
であります。これはどういふ理由に
よるのでありますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 実はこの法
案の内容につきましても十分検討した
のでございまして、国庫納付金制度に
つきましては競輪の根本制度を審議し
て、それによつて国庫納付金制度をど
うするかというふうにきめたい。そ
れまでの間は暫定的に過渡的措置と
して現行の制度を修正して、手直しを
してそれからやつていくより適當な方
法はないのではないかと、こつういふ
に考へた次第でございまして、当分と申
しますのは、実は弾力性を持たせる意
味で考へましたのでありまして、この
競輪制度をどうこうするといふ問題は
早急に結論を出したいと考へておるわ
けでございまして、同時にこれは地方
財政の問題、あるいは施行者、競輪の
施設あるいは選手、その他いろいろ
関係するところが大きいものですから
十分検討しなければならぬ、さうい
うわけで弾力性を持たせる意味をもち

まして当分の間と、こつう申したわけ
であります。しかしながらこれは実は本
日の衆議院の商工委員会におきまし
て、この期限を二年というふうに修正
されたわけでありまして。

○三輪貞治君 衆議院において修正さ
れたといふことではございまして、も
うその点あまり論議する必要もないの
ですが、その振興費を受ける側の自転
車産業界その他にありまして、本法
の存続期間が立案当局によつて明示さ
れることが、かえつて振興費の長期計
画も樹立されるであらうし、なおまた
年次計画に従ひまして年次的に振興計
画を作成する立場からも賢明な策であ
らうといふふうに考へて質問をしたわ
けであります。その点は衆議院にお
いて修正されたといふことではござい
ますから論議する必要もなからうと思
ひます。

次に本法案が時限立法でない当然の
結果といたしまして、これを廢止する
ためには新たに廢止のための法案を
提出しなければならぬわけでありま
すが、果してその期限終了後は直ちに
廢止法案提出の決意と用意があるかど
うか、これはもちろんあると思ひま
すが、その点をお伺いしたいと思ひま
す。

○政府委員(鈴木義雄君) これは提案
の際申し上げました通り、政府で独善
的な案を立てるのでなく、競輪の運営
審議会に制度の根本についての検討を
お願いし、その結論に基いて自転車競
技法の基本法をいかにするかといふこ
とについて考へたい、こつう考へてい
る次第でございまして。

○三輪貞治君 これは高橋委員が見え
ていると質問されると思ひますが、

これは高橋さんの御意見だったのです
が、自転車振興会連合会等の業務及び
会計に関する規定を整備いたしましたし
て、その会計について会計検査院の檢
査を受けしめる、これは財政法上問題
があるのじやございせんか。国の予
算でないものを会計検査院が検査する
といふことは違法ではないのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 別に特に問
題はないといふふうにお伺いしてござ
いまして、政府としては、法制局につ
いては、検討してさうして提案いたしま
した……。

○三輪貞治君 その点は、私ついでに
御質問したわけ、高橋委員の方でま
た御意見があると思ひますからその点
はおきませんが、次に昭和二十五年
以降の年度末までの五カ年間に国庫納
付金並びに最近改正された納入金制
度によつて支出されました自転車産
業振興費の総額は約二十一億八千万
圓に達してゐるようございまして。御
当局の説明によりますと、この巨額の
増加、品質の向上、価格の安定に非
常に役立つことになつておると思
ひますが、しかし最も重点を置いてお
るはずの輸出といふものは、われわれ
知る限りにおいては伸び悩みの状態に
あるのではないかと思ひます。この
状態にありまして、自転車産業自体は
不振を続けてゐる。殊に自転車業界の
代表的な四大メーカーと言われている
日米富士、大日本機械、宮田、岡本
の四社が現在いづれも赤字会社となつ
てゐることは自転車業界の不振状況を
語る一つの事例であると思ひます。自
転車産業の経営並びに政府の

監督行政にも問題があると思はれるの
であります。同時にまた振興費の
実行予算の編成にも再検討の必要がある
のではないかと、こつう考へて、当局
のこれに対する考え方をお伺いした
いと思ひます。

○政府委員(鈴木義雄君) 従来は主と
してこの国庫納付金、あるいは昨年度の
納入金は自転車産業の振興に使われ
たわけでありまして、その結果自転車
台数は二百四十八万台であります。戦
後非常に落ちたものがだんだん上つて
参りまして、ちやうど戦前の最盛時の
一〇%増の生産を上げておられます。ま
た品質の向上につきましても使用原材
料の改善とか、あるいは堅牢度の向上
とかJIS機械の高度化、自転車の軽
量化等が促進されて、戦前における
実用車の耐用年数は平均七年程度
のものが現在では平均十年に及ぶとい
ふふうになつておる次第でござい
ます。

輸出につきましても、振興費を導
入した結果、昭和二十五年には前年度
の二倍以上に自転車の輸出はふえて
来たわけでありまして、しかしながら
その後いろいろこれは中共向け輸出の
制約とかあるいはインドネシア向け
の輸出問題等ございまして、朝鮮動
乱後また二十六年秋を頂点といたしま
して若干輸出が落ちたわけではござ
いまして、今後の問題といたしまして
は十分従来と異なる状態ではござい
ます。今後の問題といたしましては十
分こつういふ点を考へ、輸出の振興
あるいは機械技術の向上といふふう
な点を考へまして、十分従来と異なる
状態の中で説明いた

しましたように機械工業振興協議会の意見を聞きまして十分この使途につきまして万全を期したい、こういふふうりに考えております。

○三輪貞治君 当然、国の予算としてそれらのことを実施すべきであるのに、今まで自転車競争事業の収入の中からそれらに充てるという便宜の措置を講じてきたわけでありまして、将来この競争がもし廃止になるといふと、当然正しい姿に戻りまして国の予算でそういう自転車工業の振興、輸出の伸張のための施策をおやりにならなければならぬわけでありまして、その点についての廃止後のそういうふうな見通し、そういうものについて今お考えになっていかかどうか。もちろん、初めにこの提案をされたときがすでに当分の間、五年くらいに考えておられたようですが、当時はお考えにならなかつたであらうと思ひますけれども、しかし、また目の前にこれがたとえは時限法として二年というこゝになつて参りますと、当然これは正しい形を、国の予算に徴してこれらの振興のための経費を出して行かなければならぬわけですから、すでに二年たつてばそういうふうな特に助成をしなくても自転車産業というものは相当振興するといふふうにお考えになりますか、それとも将来続けてさういふふうな助成を続けて行かなければならぬのか、そういう点についてお伺ひいたしたい。

○政府委員(鈴木義雄君) 先ほど申し上げました通り、根本問題につきましてはこの二カ年に早急に審議会を開きまして、検討いたし、その結果によつて結論を出したい、こういふふうりに考

えております。自転車産業の状況につきましては、今後この二年間にこの収入金をできるだけ有効的に利用しまして、大いに輸出の増進、その他自転車産業の振興に資したいと思ひますが、今後の問題につきましては、その状況によつて予算の措置をいかにするかというこゝを、その際十分検討した上で考えさせていただきます、こう考えておる次第であります。

○河野謙三君 簡単に伺ひたいと思いますが、競争と文部行政の關係を伺ひたい。文部行政を担当されている政務次官の立場として、競争というものに対してどういふお考えを持っておるか、これを伺ひたい。

○政府委員(寺本廣作君) 文部行政を担当しておるものとして競争をどう考へるかというお尋ねでございますが、一概に結論を出すことが非常にむずかしいのじやなからうかと思ひます。新聞に報道されますような八百長競争の實際の騒擾が頻発するようでは、非常にこれは学校に行つているところだけではなく、社会一般に及ぼす影響もよくない、非常に悪影響があると考へます。また競争の設置場所が学校に近いところにあるという場合も、これはいい影響はないと思ひます。しかしながら競争から上つてくる金で相当地方財政が潤つていて、地方財政にとつて教育費は相当の重荷になつているときでもありませんし、財源關係からいへば、今急にこれをやめた場合に、教育費にどういふ影響が及んでくるかということも考へてみなければならぬ問題であらうと考へます。正常な姿で競争が行われている場合に、それが非常に教育上悪影響があるということになりますと、

これは他の金銭をかける競技法と同じような立場で議論しなければならぬのではなからうかと考へます。今競争だけ直ちに金銭をかける競技であるから、教育上非常に影響があると、特にこれを取り出してさういふふうりに断定することは困難であらうと思ひます。国民全般が、この間施設演説で總理が言われまして、民間から盛り上つてくる新生活運動によつて、こうした金銭をかける競技から自然に遠のくといふような空気にでもなりますれば、この問題は比較的解決が案ではなからうかと思ひますが、今直ちにこれを教育上非常に悪影響があるからやめるべきだといふような結論は出しにくからうと、こういふふうりに考へております。非常にすつきりしないことを申し上げますけれども、文部行政一般にどういふ影響を与えるかというお尋ねでございますので、以上申し上げまして、返事にかえさせていただきますと思ひます。

○河野謙三君 私、今言葉が足りなかつたのですが、競争と文部行政と申しましたが、競争に限らずこの種の賭博行為と文部行政という意味で、私はお尋ねしたのです。今正常な形で運営されていれば、さういふ御答弁で済むが、政務次官は競争に限らずあらゆるこの種のもの、正常に運営されているという前提でおっしゃつておられるのですか。その点について疑いをお持ちになりませんか。

○政府委員(寺本廣作君) 一番初めにお断り申し上げたつもりでございますが、しばしばこの種の事件には、八百長競争などということが行われて騒擾が起つていふ。さういふことは非常に

社会一般に悪い影響を及ぼして居るだらうといふことを、初めに申し上げましたので、御了承いただきたいと思ひます。

○河野謙三君 水くさいことをお聞するつもりはないのですが、騒擾事件とか何とかいふことに限らず、本質的にこの種の賭博行為といふのは、先ほども私は通産省に言つたのですが、本質論として、さういふ競争のような種類の賭博行為をやらして置いて、その町から完全に暴力といふものを排撃できるとお思ひになっておられますか。これは本質論から言つてできないのです、現実には。何もやれ八百長とか、騒擾事件とかさういふこと以外に、たとえば私は自分の町に競争があるから具体的に申し上げるが、競争が始まつて以来私の町で申しますと、小さな子供までが非常に變なことを覚えるのです。たとえば本命だとか、やれ穴だとか、やれトツツ賞だとか、さういふことを覚えるわけですね。その影響で、私の府県では町村合併までトツツ賞といふのがはやつて居る。一番先に合併したもののはトツツ賞をもらふのだ、あとから合併したものは道路や橋の恩典がないのだといふ、そこまで影響があるのです。これは別問題としても、少くとも競争といふものと教育行政といふものの本質的な矛盾といふものについて、これは私当然文部行政を担当されている方としては考へておられると思ひます。考へなければならぬと思ひます。さういふことを考へておられると思ひます。さういふことを考へておられると思ひます。さういふことを考へておられると思ひます。

だ、マイナス、プラスで帳消しじゃないか、さういふことを言ひます。私はこのくらい間違つた意見はないと思ひます。学校を建てるといふのは教育手段として、教育の目的じゃないのです。教育そのものの目的を破壊しながら手段だけ整えて、目的を離れた学校を作つて何になるんです。さういふ意味で、今まで競争につきましては賛成、反対いろいろあるのは当りまえであります。文部行政を担当されている歴代の内閣から、文部行政を担当されている責任者から、競争についての批判をいへんも聞いたことがないのは非常に情ない。今度の内閣に私は期待しておる。大臣は、この競争については、内閣でいろいろ意見を統一するわけですから、その關係の意見は別であります。しかし、文部行政を担当されている文部省としての意見はどう考へておるか。これを伺ひたい。

○政府委員(寺本廣作君) 先ほどの答弁を繰り返すことになりましたが、先ほど、正常な姿で運営されている場合に、金銭をかける競技に皆の足が遠のくようなことになるとは望ましくない、さういふ空気が盛り上つてくれれば、さういふ空気が盛り上つてくれれば、さういふことを申し上げました。と申しますのは、さういふ運動を盛り上げていきたいという意図は政府に十分ございませぬ。ございませぬが、できれば政府が音頭をとつたという形でいきたくない。民間ですらにさういふ競争に対する批判、社会的な風潮に対する批判は相当盛り上つてくることと思ひます。さういふ風潮を育成することによつて所期の目的を達成したい。さういふことを思つておるものから、非常に回りにさういふことを申しした

が、これで御了承いただければ幸いです。○河野謙三君 もちろん世論が盛り上って行くことによつてすべての政治の帰趨は解決しなければいけません。それにしても、世論の盛り上がる前に、競輪と文部行政についてどういったと云ふ弊害があったか、利益があったかというところを、一つの調査なり、統計で出される必要があると思つて、これは、たとへば今まで学校の生徒の中で、未成年であつて、競輪に行つて犯罪を犯したものが何人いたか、そのために退校されたものが、処分されたものが何人いたか、また競輪におやじになり、おふくろなりがこつたために、家庭が破壊されて、そのうちの子供が不良になつたというふうなことはわしはあると思つて、さつきも競輪の資料を要求したんですが、文部省からも同様に、文部行政と競輪、競馬、オート・レース、この関係について調査なり統計があると思つて、そういうものを示されなければ世論というものはすつきりして来ないんですよ。

○政府委員(寺本廣作君) まだお話のよりの調査統計はないようでありまして、しかし、この点は通産省で制度の存廃について審議会を設けられるというところでございますので、十分調査しまして、その審議会の御意見を文部行政に十分反映させるようにいたしたいと思つております。

○河野謙三君 今お手元にはないものでありますが、二、三日中にはこれに該当するよりなものが出ますか。

○政府委員(緒方信一君) 従来特別に競輪に基きます、ただいまお示しのよりの案件につきましても調査をいた

しておりません。文部省といたしましては、教育委員会を通じて学校教育を指導いたしておるわけでございませぬけれども、一般的には、いろいろの問題につきましても、学校の正常な運営につきましても指導をいたしておりませぬけれども、競輪の問題だけにつきましてその計数的な調査はいたしてございませぬ。まことに申しわけございませぬが、二、三日中に出すという運びに参りませぬ。

○河野謙三君 くだいようですが、それは競輪なり、オート・レースなり、競馬というものは、教育行政に何ら弊害がないという前提でそういう資料の調査をしておられないですか。それとも弊害があることを承知しておつたけれども、そういう調査はしていなかつたということですか。

○政府委員(寺本廣作君) 御指摘の点、ごもっともでございますが、今日の社会全般を見ますと、競馬、競輪、オート・レースなどに限らず、教育上好ましくならぬ社会環境はいろいろあるようでありまして、その一々についての調査はございませぬわけでありまして、この問題は特に、今存廃が問題になつておりますので、取り出して調査をさせたいと存じますので、その点御了承願ひます。

○河野謙三君 弊害があるのは認めておられますか。

○政府委員(寺本廣作君) 初めに申し上げました通り、金銭をかけます競技全般について、学生生徒のみならず、一般の人の足が速のくような事態になつておることを望ましいことだと、こつた

○河野謙三君 くだいようですがね。この通産省から出ました資料を一べん見てもらへばすぐわかりますが、正常の運営どころの騒ぎじゃない。このファンは固定化している。たまの日曜、土曜日、月に一べん二べんということじゃなくて、大部分が職業のよう

にファンが固定化したして。年歳二十歳、三十歳代に固定したして。この統計には二十以下は入っていないけれども、二十歳以下も相当ある。定収入のない人が大部分を占めておる。この統計の縦横を見ますと、これは悪のこり固まりですよ。これは通産省で出しているんですよ。これが文部行政を担当しておるあなたの方の目に入っていないはずはない。入つておられるはずだ。政務次官の目にとまつていなくて、少なくとも通産省当局ではやつておる。文部行政、子供を預かつておるあなたたちがこれに対して備えがないなんてこれは怠慢だと思つて。何もこつたものは審議会を開いて——審議会の意見を聞くことはけつこうです。しかしそんなものを開かなくなつておまの結論が出ておるのにはたかさんあるですよ。同時に、弊害はあるけれどもせめて学校を建てるんだから……これは学校を建てるのは手段であつて目的じゃない。私はあまり賛成でないけれども、せめて教育費にたくさん回すのなないけれども、収益の方から教育行政に回されるのは幾らもない。二割ほどだと思つて。一番影響のあるのは文部行政ですよ、これは。せめてひもつて、四割も五割も回す。せめて教育費に四割も五割も回すというならば別ですけれども、あまりにも教育行政を担当して

○河野謙三君 くだいようですがね。この通産省から出ました資料を一べん見てもらへばすぐわかりますが、正常の運営どころの騒ぎじゃない。このファンは固定化している。たまの日曜、土曜日、月に一べん二べんということじゃなくて、大部分が職業のよう

にファンが固定化したして。年歳二十歳、三十歳代に固定したして。この統計には二十以下は入っていないけれども、二十歳以下も相当ある。定収入のない人が大部分を占めておる。この統計の縦横を見ますと、これは悪のこり固まりですよ。これは通産省で出しているんですよ。これが文部行政を担当しておるあなたの方の目に入っていないはずはない。入つておられるはずだ。政務次官の目にとまつていなくて、少なくとも通産省当局ではやつておる。文部行政、子供を預かつておるあなたたちがこれに対して備えがないなんてこれは怠慢だと思つて。何もこつたものは審議会を開いて——審議会の意見を聞くことはけつこうです。しかしそんなものを開かなくなつておまの結論が出ておるのにはたかさんあるですよ。同時に、弊害はあるけれどもせめて学校を建てるんだから……これは学校を建てるのは手段であつて目的じゃない。私はあまり賛成でないけれども、せめて教育費にたくさん回すのなないけれども、収益の方から教育行政に回されるのは幾らもない。二割ほどだと思つて。一番影響のあるのは文部行政ですよ、これは。せめてひもつて、四割も五割も回す。せめて教育費に四割も五割も回すというならば別ですけれども、あまりにも教育行政を担当して

○政府委員(緒方信一君) 資料を私まだ拝見いたしておりませぬ。

○河野謙三君 これは通産省は警察なり文部省にはこつた競輪に関する資料というものは常時報告しておるのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 競輪の運営審議会には文部省の方が出ておられますし、その都度資料は提供しておりますが、この資料そのものはこれは実は今日作つたばかりでございますから、(笑)まだ見ておられるかどうかはこれは存じませぬ。

○河野謙三君 この資料とはあえて申しませんが、競輪によつて起るすべての現象は文部行政の担当者なり警察行政の担当者に横の連絡はつける義務を負つておるでしよう。義務を負つていないですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 政府部内として連絡はいたしております。

○三輪貞治君 ただいまの文部当局の御答弁はまことに遺憾です。こつたよりの賭博行為、射幸行為に關して社会教育上の立場から、あるいは子供供の環境の立場から積極的な態度をとつておられないというふうに考えられて非常に遺憾です。競輪であつた金で教育費に回してらつておるからやむ

を得ないといふときは全くさもない考えです。川のかみの方を濁されてそのしもの方でそれを澄ますよりのな仕事をやる愚なんですよ、これは。もつとこつたよりのなギャンブルが子供の環境に与えている悪影響、社会風教上に与えている悪影響というものに対しては、文部当局はもつと違つた観点から私はきせんとした態度で一つ根本的な考え方を持つていただきたいと、かよりに考えます。これは競輪のみならず、先ほど海野委員からお話ございませぬが、日本の今日の射幸的な風教というものはまことにこれは憂うべきものがあります。パチンコにいたしましても、その他のモーター・ボートのレースですか、あるいは競馬その他もあらゆる賭博行為が町にはらんをしておりました、こつたよりの状態は世界どこの国にもない。それをすぐ敗戦国だからというよりの簡単なことで片づけたりする世論もありませんけれども、私はこれはある機会にもつと思つて切つた考へ方です。こつたよりの風潮というものを對してメスを加えていかなければならぬ時期がもうすぐで来ているのじゃないか、その先頭に立つてやらねばならぬというふうには考へておられます。一べんになくしてしまつていようと、こつたよりの好ましくならぬもので、今度は廃止することによつて起るまた副次的な悪が将来へ出て来る。最近の新聞紙上で見ると、パチンコの連発式をやめたために、窃盗、強盗、詐欺その他の事件であつた者の中に連発式に携つておつた者が多いといふよりのなことが何か出ておりました、これをやめたためにまた困る。これでは

○河野謙三君 くだいようですがね。この通産省から出ました資料を一べん見てもらへばすぐわかりますが、正常の運営どころの騒ぎじゃない。このファンは固定化している。たまの日曜、土曜日、月に一べん二べんということじゃなくて、大部分が職業のよう

にファンが固定化したして。年歳二十歳、三十歳代に固定したして。この統計には二十以下は入っていないけれども、二十歳以下も相当ある。定収入のない人が大部分を占めておる。この統計の縦横を見ますと、これは悪のこり固まりですよ。これは通産省で出しているんですよ。これが文部行政を担当しておるあなたの方の目に入っていないはずはない。入つておられるはずだ。政務次官の目にとまつていなくて、少なくとも通産省当局ではやつておる。文部行政、子供を預かつておるあなたたちがこれに対して備えがないなんてこれは怠慢だと思つて。何もこつたものは審議会を開いて——審議会の意見を聞くことはけつこうです。しかしそんなものを開かなくなつておまの結論が出ておるのにはたかさんあるですよ。同時に、弊害はあるけれどもせめて学校を建てるんだから……これは学校を建てるのは手段であつて目的じゃない。私はあまり賛成でないけれども、せめて教育費にたくさん回すのなないけれども、収益の方から教育行政に回されるのは幾らもない。二割ほどだと思つて。一番影響のあるのは文部行政ですよ、これは。せめてひもつて、四割も五割も回す。せめて教育費に四割も五割も回すというならば別ですけれども、あまりにも教育行政を担当して

○河野謙三君 くだいようですがね。この通産省から出ました資料を一べん見てもらへばすぐわかりますが、正常の運営どころの騒ぎじゃない。このファンは固定化している。たまの日曜、土曜日、月に一べん二べんということじゃなくて、大部分が職業のよう

にファンが固定化したして。年歳二十歳、三十歳代に固定したして。この統計には二十以下は入っていないけれども、二十歳以下も相当ある。定収入のない人が大部分を占めておる。この統計の縦横を見ますと、これは悪のこり固まりですよ。これは通産省で出しているんですよ。これが文部行政を担当しておるあなたの方の目に入っていないはずはない。入つておられるはずだ。政務次官の目にとまつていなくて、少なくとも通産省当局ではやつておる。文部行政、子供を預かつておるあなたたちがこれに対して備えがないなんてこれは怠慢だと思つて。何もこつたものは審議会を開いて——審議会の意見を聞くことはけつこうです。しかしそんなものを開かなくなつておまの結論が出ておるのにはたかさんあるですよ。同時に、弊害はあるけれどもせめて学校を建てるんだから……これは学校を建てるのは手段であつて目的じゃない。私はあまり賛成でないけれども、せめて教育費にたくさん回すのなないけれども、収益の方から教育行政に回されるのは幾らもない。二割ほどだと思つて。一番影響のあるのは文部行政ですよ、これは。せめてひもつて、四割も五割も回す。せめて教育費に四割も五割も回すというならば別ですけれども、あまりにも教育行政を担当して

○河野謙三君 くだいようですがね。この通産省から出ました資料を一べん見てもらへばすぐわかりますが、正常の運営どころの騒ぎじゃない。このファンは固定化している。たまの日曜、土曜日、月に一べん二べんということじゃなくて、大部分が職業のよう

にファンが固定化したして。年歳二十歳、三十歳代に固定したして。この統計には二十以下は入っていないけれども、二十歳以下も相当ある。定収入のない人が大部分を占めておる。この統計の縦横を見ますと、これは悪のこり固まりですよ。これは通産省で出しているんですよ。これが文部行政を担当しておるあなたの方の目に入っていないはずはない。入つておられるはずだ。政務次官の目にとまつていなくて、少なくとも通産省当局ではやつておる。文部行政、子供を預かつておるあなたたちがこれに対して備えがないなんてこれは怠慢だと思つて。何もこつたものは審議会を開いて——審議会の意見を聞くことはけつこうです。しかしそんなものを開かなくなつておまの結論が出ておるのにはたかさんあるですよ。同時に、弊害はあるけれどもせめて学校を建てるんだから……これは学校を建てるのは手段であつて目的じゃない。私はあまり賛成でないけれども、せめて教育費にたくさん回すのなないけれども、収益の方から教育行政に回されるのは幾らもない。二割ほどだと思つて。一番影響のあるのは文部行政ですよ、これは。せめてひもつて、四割も五割も回す。せめて教育費に四割も五割も回すというならば別ですけれども、あまりにも教育行政を担当して

○河野謙三君 くだいようですがね。この通産省から出ました資料を一べん見てもらへばすぐわかりますが、正常の運営どころの騒ぎじゃない。このファンは固定化している。たまの日曜、土曜日、月に一べん二べんということじゃなくて、大部分が職業のよう

にファンが固定化したして。年歳二十歳、三十歳代に固定したして。この統計には二十以下は入っていないけれども、二十歳以下も相当ある。定収入のない人が大部分を占めておる。この統計の縦横を見ますと、これは悪のこり固まりですよ。これは通産省で出しているんですよ。これが文部行政を担当しておるあなたの方の目に入っていないはずはない。入つておられるはずだ。政務次官の目にとまつていなくて、少なくとも通産省当局ではやつておる。文部行政、子供を預かつておるあなたたちがこれに対して備えがないなんてこれは怠慢だと思つて。何もこつたものは審議会を開いて——審議会の意見を聞くことはけつこうです。しかしそんなものを開かなくなつておまの結論が出ておるのにはたかさんあるですよ。同時に、弊害はあるけれどもせめて学校を建てるんだから……これは学校を建てるのは手段であつて目的じゃない。私はあまり賛成でないけれども、せめて教育費にたくさん回すのなないけれども、収益の方から教育行政に回されるのは幾らもない。二割ほどだと思つて。一番影響のあるのは文部行政ですよ、これは。せめてひもつて、四割も五割も回す。せめて教育費に四割も五割も回すというならば別ですけれども、あまりにも教育行政を担当して

○河野謙三君 くだいようですがね。この通産省から出ました資料を一べん見てもらへばすぐわかりますが、正常の運営どころの騒ぎじゃない。このファンは固定化している。たまの日曜、土曜日、月に一べん二べんということじゃなくて、大部分が職業のよう

にファンが固定化したして。年歳二十歳、三十歳代に固定したして。この統計には二十以下は入っていないけれども、二十歳以下も相当ある。定収入のない人が大部分を占めておる。この統計の縦横を見ますと、これは悪のこり固まりですよ。これは通産省で出しているんですよ。これが文部行政を担当しておるあなたの方の目に入っていないはずはない。入つておられるはずだ。政務次官の目にとまつていなくて、少なくとも通産省当局ではやつておる。文部行政、子供を預かつておるあなたたちがこれに対して備えがないなんてこれは怠慢だと思つて。何もこつたものは審議会を開いて——審議会の意見を聞くことはけつこうです。しかしそんなものを開かなくなつておまの結論が出ておるのにはたかさんあるですよ。同時に、弊害はあるけれどもせめて学校を建てるんだから……これは学校を建てるのは手段であつて目的じゃない。私はあまり賛成でないけれども、せめて教育費にたくさん回すのなないけれども、収益の方から教育行政に回されるのは幾らもない。二割ほどだと思つて。一番影響のあるのは文部行政ですよ、これは。せめてひもつて、四割も五割も回す。せめて教育費に四割も五割も回すというならば別ですけれども、あまりにも教育行政を担当して

○河野謙三君 くだいようですがね。この通産省から出ました資料を一べん見てもらへばすぐわかりますが、正常の運営どころの騒ぎじゃない。このファンは固定化している。たまの日曜、土曜日、月に一べん二べんということじゃなくて、大部分が職業のよう

にファンが固定化したして。年歳二十歳、三十歳代に固定したして。この統計には二十以下は入っていないけれども、二十歳以下も相当ある。定収入のない人が大部分を占めておる。この統計の縦横を見ますと、これは悪のこり固まりですよ。これは通産省で出しているんですよ。これが文部行政を担当しておるあなたの方の目に入っていないはずはない。入つておられるはずだ。政務次官の目にとまつていなくて、少なくとも通産省当局ではやつておる。文部行政、子供を預かつておるあなたたちがこれに対して備えがないなんてこれは怠慢だと思つて。何もこつたものは審議会を開いて——審議会の意見を聞くことはけつこうです。しかしそんなものを開かなくなつておまの結論が出ておるのにはたかさんあるですよ。同時に、弊害はあるけれどもせめて学校を建てるんだから……これは学校を建てるのは手段であつて目的じゃない。私はあまり賛成でないけれども、せめて教育費にたくさん回すのなないけれども、収益の方から教育行政に回されるのは幾らもない。二割ほどだと思つて。一番影響のあるのは文部行政ですよ、これは。せめてひもつて、四割も五割も回す。せめて教育費に四割も五割も回すというならば別ですけれども、あまりにも教育行政を担当して

○河野謙三君 くだいようですがね。この通産省から出ました資料を一べん見てもらへばすぐわかりますが、正常の運営どころの騒ぎじゃない。このファンは固定化している。たまの日曜、土曜日、月に一べん二べんということじゃなくて、大部分が職業のよう

にファンが固定化したして。年歳二十歳、三十歳代に固定したして。この統計には二十以下は入っていないけれども、二十歳以下も相当ある。定収入のない人が大部分を占めておる。この統計の縦横を見ますと、これは悪のこり固まりですよ。これは通産省で出しているんですよ。これが文部行政を担当しておるあなたの方の目に入っていないはずはない。入つておられるはずだ。政務次官の目にとまつていなくて、少なくとも通産省当局ではやつておる。文部行政、子供を預かつておるあなたたちがこれに対して備えがないなんてこれは怠慢だと思つて。何もこつたものは審議会を開いて——審議会の意見を聞くことはけつこうです。しかしそんなものを開かなくなつておまの結論が出ておるのにはたかさんあるですよ。同時に、弊害はあるけれどもせめて学校を建てるんだから……これは学校を建てるのは手段であつて目的じゃない。私はあまり賛成でないけれども、せめて教育費にたくさん回すのなないけれども、収益の方から教育行政に回されるのは幾らもない。二割ほどだと思つて。一番影響のあるのは文部行政ですよ、これは。せめてひもつて、四割も五割も回す。せめて教育費に四割も五割も回すというならば別ですけれども、あまりにも教育行政を担当して

○河野謙三君 くだいようですがね。この通産省から出ました資料を一べん見てもらへばすぐわかりますが、正常の運営どころの騒ぎじゃない。このファンは固定化している。たまの日曜、土曜日、月に一べん二べんということじゃなくて、大部分が職業のよう

にファンが固定化したして。年歳二十歳、三十歳代に固定したして。この統計には二十以下は入っていないけれども、二十歳以下も相当ある。定収入のない人が大部分を占めておる。この統計の縦横を見ますと、これは悪のこり固まりですよ。これは通産省で出しているんですよ。これが文部行政を担当しておるあなたの方の目に入っていないはずはない。入つておられるはずだ。政務次官の目にとまつていなくて、少なくとも通産省当局ではやつておる。文部行政、子供を預かつておるあなたたちがこれに対して備えがないなんてこれは怠慢だと思つて。何もこつたものは審議会を開いて——審議会の意見を聞くことはけつこうです。しかしそんなものを開かなくなつておまの結論が出ておるのにはたかさんあるですよ。同時に、弊害はあるけれどもせめて学校を建てるんだから……これは学校を建てるのは手段であつて目的じゃない。私はあまり賛成でないけれども、せめて教育費にたくさん回すのなないけれども、収益の方から教育行政に回されるのは幾らもない。二割ほどだと思つて。一番影響のあるのは文部行政ですよ、これは。せめてひもつて、四割も五割も回す。せめて教育費に四割も五割も回すというならば別ですけれども、あまりにも教育行政を担当して

○河野謙三君 くだいようですがね。この通産省から出ました資料を一べん見てもらへばすぐわかりますが、正常の運営どころの騒ぎじゃない。このファンは固定化している。たまの日曜、土曜日、月に一べん二べんということじゃなくて、大部分が職業のよう

にファンが固定化したして。年歳二十歳、三十歳代に固定したして。この統計には二十以下は入っていないけれども、二十歳以下も相当ある。定収入のない人が大部分を占めておる。この統計の縦横を見ますと、これは悪のこり固まりですよ。これは通産省で出しているんですよ。これが文部行政を担当しておるあなたの方の目に入っていないはずはない。入つておられるはずだ。政務次官の目にとまつていなくて、少なくとも通産省当局ではやつておる。文部行政、子供を預かつておるあなたたちがこれに対して備えがないなんてこれは怠慢だと思つて。何もこつたものは審議会を開いて——審議会の意見を聞くことはけつこうです。しかしそんなものを開かなくなつておまの結論が出ておるのにはたかさんあるですよ。同時に、弊害はあるけれどもせめて学校を建てるんだから……これは学校を建てるのは手段であつて目的じゃない。私はあまり賛成でないけれども、せめて教育費にたくさん回すのなないけれども、収益の方から教育行政に回されるのは幾らもない。二割ほどだと思つて。一番影響のあるのは文部行政ですよ、これは。せめてひもつて、四割も五割も回す。せめて教育費に四割も五割も回すというならば別ですけれども、あまりにも教育行政を担当して

